

このリリースに関する連絡先:

三島祐子  
広報担当アシスタントマネージャー  
03 6271 9408  
[yuko.mishima@bakermckenzie.com](mailto:yuko.mishima@bakermckenzie.com)

## ベーカーマッケンジー、中国東方航空による東京プロボンド市場へのプログラム上場に関して法的アドバイスを提供

【東京発 2018 年 2 月 13 日】 ベーカー&マッケンジー法律事務所(外国法共同事業)(所在地:東京都港区、代表パートナー:ジェレミー・ピッツ、以下「ベーカーマッケンジー」)は、中国の最大手の航空会社の 1 社である China Eastern Airlines Corporation Limited (所在地:中華人民共和国上海市、以下「中国東方航空」)による東京証券取引所が運営する TOKYO PRO-BOND Market (以下、「東京プロボンド市場」※<sup>1</sup>)へのプログラム上場(発行限度額 500 億円)の承認を取得する案件において、法的アドバイスを提供しました。

本案件には、東京事務所の担当パートナーである池田成史をはじめ、同事務所シニア・アソシエイトの渡邊大貴、フォーリンアソシエイトのフェイ・ジョウ(Fei Zhou)、並び到北京事務所のパートナーであるジャッキー・ロウ(Jackie Lo)、上海事務所におけるアソシエイトであるシャーリー・ユウ(Shirley You)、シャンシャン・シュウ(Shanshan Xu)らが携わりました。本案件の詳細は、[こちら](#)より、東京証券取引所によるお知らせにてご確認ください。

本案件について、東京事務所の池田成史弁護士は、「中国東方航空のような中国を代表する航空会社に対し、東京プロボンド市場へのプログラム上場のサポートを行うことができ、光栄に存じます。本案件の成功は、ベーカーマッケンジーのグローバルなプラットフォームを活かし、国境を超えて各国専門家が複数の言語を駆使しながら効率良く、チームとなって迅速に業務を進められたことによるところが大きいものと思います。これからも、私たちは日本のマーケットに関心を持っていただく海外企業様のリーガルサポートを様々な形で提供することができれば幸甚です。」と述べています。

※1: 2008 年の金融商品取引法改正で導入された「プロ向け市場制度」に基づく、プロ投資家向けの新しい債券市場。柔軟かつ機動的な債券の発行を実現し、国内外の発行体と投資家さらには証券会社など市場関係者の利便性を向上させ、アジアの中核としての日本の債券市場の発展に貢献するものと説明されています。詳しくは [こちら](#) をご覧ください。

- 以上 -

## 本件における責任者



池田 成史

パートナー、キャピタルマーケットグループ

03 6271 9444

[Seishi.Ikeda@bakermckenzie.com](mailto:Seishi.Ikeda@bakermckenzie.com)

金融・証券及びキャピタル・マーケットの分野において20年以上、投資銀行、上場会社、ファンド等に対して様々なアドバイスを提供してきた。国内外における不動産取引、様々な形態のファイナンス取引、上場案件を含む証券募集や第三者割当、サムライ債、ファンドの公募や私募案件、クロスボーダーの買収やファイナンス等、幅広く助言している。企業法務の分野では、コンプライアンスやインサイダー・適時開示、業法規制等についても対応する。

## ベーカーマッケンジーについて

ベーカーマッケンジーは、世界を舞台とする厳しい競争に立ち向かうクライアント企業を支援します。私たちは、様々な国や幅広い業務分野に関わる複雑な法的課題を解決します。65年以上にわたり独自の文化を育んできた当事務所では、13,000人の所員が現地の市場を理解し、複数の国や地域に跨る案件を巧みに遂行することができます。信頼のおける同僚・友人のように、互いに協力して案件に臨むことで、クライアント企業と信頼を築きます。

[www.bakermckenzie.com](http://www.bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）は、ベーカーマッケンジーの東京事務所として1972年に開設されました。日本法に関する卓越した知識、経験とともに、グローバル・ビジネスに関する実績とノウハウを兼ね備えた外国法共同事業を営む法律事務所として、日本最大級の規模を有しています。当事務所は、ベーカーマッケンジーのメンバーファームとして、国内外の金融法務、M&A、企業法務、独占禁止法、大型プロジェクト、知的財産、国際税務、訴訟・仲裁、労務、環境、製薬、不動産関連等について、総合的かつ専門的な法務サービスを提供しています。

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)



ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。